

農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令案新旧対照条文目次

一	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	（第一条関係）	1
二	農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）	（第二条関係）	33
三	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）	（第四条関係）	34
四	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（第五条関係）	36
五	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）	（第六条関係）	38
六	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	（第七条関係）	39
七	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	（第八条関係）	40
八	農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）	（第九条関係）	42
九	農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）	（第十条関係）	44
十	指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）	（第十一条関係）	45
十一	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	（第十二条関係）	46
十二	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）	（第十三条関係）	47
十三	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）	（第十四条関係）	49

十四	国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	（第十四条関係）	54
十五	確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）	（第十四条関係）	55
十六	小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第八十五号）	（第十五条関係）	56
十七	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	（第十六条関係）	57
十八	登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）	（第十七条関係）	59
十九	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	（第十八条関係）	60
二十	農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）	（第十九条関係）	61
二十一	種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）	（第十九条関係）	62
二十二	農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）	（第二十条関係）	63
二十三	協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）	（第二十一条関係）	65
二十四	行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）	（第二十二条関係）	67
二十五	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）	（第二十三条関係）	69
二十六	財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）	（第二十四条関係）	70
二十七	金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）	（第二十五条関係）	71
二十八	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人		

を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）	（第二十六条関係）	72
二十九 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）	（第二十七条関係）	73
三十 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）	（第二十八条関係）	75
三十一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）	（第二十九条関係）	76
三十二 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）	（第三十条関係）	78
三十三 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令	（第三十一条関係）	80

三十四	農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）	（第三十二条関係）	83
三十五	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	（附則第十二条関係）	87
三十六	農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）	（附則第十三条関係）	88
三十七	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）	（附則第十四条関係）	89
三十八	郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）	（附則第十五条関係）	90
三十九	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）	（附則第十六条関係）	91

農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令案 新旧対照条文

○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>第一節 事業（第一条―第十六条）</p> <p>第二節 共済契約に係る契約条件の変更（第十七条・第十八条）</p> <p>第三節 組合員及び会員（第十九条・第二十条）</p> <p>第四節 管理（第二十一条―第三十三条）</p> <p>第五節 設立（第三十四条）</p> <p>第六節 合併、新設分割及び清算（第三十五条―第三十九条）</p> <p>第二章 農事組合法人（第四十条・第四十一条）</p> <p>第三章 組織変更（第四十二条―第四十四条）</p> <p>第四章 特定信用事業代理業（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第五章 指定紛争解決機関（第五十条―第五十四条）</p> <p>第六章 監督（第五十五条）</p> <p>第七章 雑則（第五十六条―第六十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第一節 事業

(員外利用割合の限度の特例)

第二条 法第十条第十七項ただし書の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項ただし書の政令で定める割合は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 法第十条第一項第八号の事業のうち加工に係るもの及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第五条の生乳受託販売に係るもの(同条の指定を受けた生乳生産者団体が行うものに限る。)、同項第九号、第十一号及び第十二号の事業並びに法第十条第三項の信託の引受けの事業 百分の百

第三条 (略)

第四条 (略)

(出資の総額の最低限度を千円を下回らない範囲内で定める農業協同組合の要件)

第五条 法第十条の三第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(新設)

(員外利用割合の限度の特例)

第一条の二 法第十条第十七項ただし書の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項ただし書の政令で定める割合は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 法第十条第一項第八号の事業のうち加工に係るもの及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第五条の生乳受託販売に係るもの(同条の指定を受けた生乳生産者団体が行うものに限る。)、法第十条第一項第九号、第十一号及び第十二号の事業並びに同条第三項の信託の引受けの事業 百分の百

第一条の三 (略)

第一条の四 (略)

(出資の総額の最低限度を千円を下回らない範囲内で定める農業協同組合の要件)

第一条の五 法第十条の二第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

2 (略)

(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第六条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の五において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第八条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

第七条 (略)

(特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

一・二 (略)

2 (略)

(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第一条の六 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の二の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

第一条の七 (略)

(特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第八条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約（法第十一条の五に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二・三（略）

（特定貯金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第九条 法第十一条の五の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（同一人に対する信用の供与等）

第十条 法第十一条の八第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該組合の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該組合の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第三号及び第十項第四号において「受信合算対象者」という。）とす

第一条の八 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約（法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二・三（略）

（特定貯金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第一条の九 法第十一条の二の四の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該組合の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該組合の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第三号及び第十項第四号において「受信合算対象者」という。）とす

る。

一・二 (略)

256 (略)

7 法第十一条の八第一項本文の信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

8 法第十一条の八第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第三号及び第十項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、法第十一条の八第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 法第十一条の八第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び次項において「債務者等」という。）であつて次号の規定に該当するもの以外のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該組合が当該債務者等に対して法第十一条の八第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

とする。

一・二 (略)

256 (略)

7 法第十一条の四第一項本文の信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

8 法第十一条の四第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第三号及び第十項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、法第十一条の四第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 法第十一条の四第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び次項において「債務者等」という。）であつて次号の規定に該当するもの以外のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該組合が当該債務者等に対して法第十一条の四第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇四 (略)

10 法第十一条の八第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 前項第一号に規定する場合において、当該組合及びその子会社等（法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該組合の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇五 (略)

11 法第十一条の八第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一〇五 (略)

（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）

第十一条 法第十一条の十第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合を所属組合（法第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第四十八条において同じ。）を除く。）とする。

一〇三 (略)

二〇四 (略)

10 法第十一条の四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 前項第一号に規定する場合において、当該組合及びその子会社等（法第十一条の四第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該組合の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇五 (略)

11 法第十一条の四第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一〇五 (略)

（子金融機関等の範囲）

第一条の十一 法第十一条の五の二第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合を所属組合（法第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第五条の六において同じ。）を除く。）とする。

一〇三 (略)

2 法第十一条の十第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 第四十五条各号に掲げる者

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十六条第二項第三号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十六条第二項第三号及び第四号において同じ。）及び前号に掲げる者を除く。）

3・4 (略)

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第十二条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十四条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の第二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事

2 法第十一条の五の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 第五条の三各号に掲げる者

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第一条の十六第二項第三号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第一条の十六第二項第三号及び第四号において同じ。）及び前号に掲げる者を除く。）

3・4 (略)

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第一条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第一条の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規

項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

第十三条 (略)

(特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十四条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定共済契約（法第十一条の二十七に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの
- 二・三 (略)

(特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第十五条 法第十一条の二十七の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七

定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

第一条の十三 (略)

(特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第一条の十四 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定共済契約（法第十一条の十の三に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの
- 二・三 (略)

(特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第一条の十五 法第十一条の十の三の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三

条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲)

第十六条 法第十一条の三十一第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

2 法第十一条の三十一第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～四 (略)

3・4 (略)

第二節 共済契約に係る契約条件の変更

(変更対象外契約の範囲)

第十七条 法第十一条の五十二第四項の政令で定める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。

一・二 (略)

(契約条件の変更の限度)

第十八条 法第十一条の五十四第二項の政令で定める率は、年百分の三とする。

十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(子金融機関等の範囲)

第一条の十六 法第十一条の十二の三第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

2 法第十一条の十二の三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～四 (略)

3・4 (略)

(新設)

(変更対象外契約の範囲)

第一条の十七 法第十一条の三十三第四項の政令で定める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。

一・二 (略)

(契約条件の変更の限度)

第一条の十八 法第十一条の三十五第二項の政令で定める率は、年百分の三とする。

第三節 組合員及び会員

(農業協同組合連合会の会員等の議決権及び選挙権)

第十九条 農業協同組合連合会が法第十六条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の議決権及び選挙権を与えるときは、会員の組合員の数(会員が農業協同組合連合会である場合にあつては、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度)に応じて与える議決権及び選挙権の総数は、会員に平等に与える議決権及び選挙権の総数を超えてはならない。

2 (略)

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第二十条 法第十六条第八項及び第五十八条第七項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十條第三項及び第三百十二條第一項に規定する事項を電磁的方法(法第十一条の十九第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(新設)

(農業協同組合連合会の会員等の議決権及び選挙権)

第二条 農業協同組合連合会が法第十六条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の議決権及び選挙権を与えるときは、会員の組合員の数(会員が農業協同組合連合会である場合にあつては、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度)に応じて与える議決権及び選挙権の総数は、会員に平等に与える議決権及び選挙権の総数をこえてはならない。

2 (略)

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第二条の二 法第十六条第八項(法第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。)又は第五十八条第七項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十條第三項又は第三百十二條第一項に規定する事項を電磁的方法(法第十一条の九第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第二条の五において同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

第四節 管理

第二十一条 (略)

(会計監査人の監査を要しない組合の範囲)

第二十二條 法第三十七條の二第一項第一号に規定する政令で定める規模に達しない法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合は、その事業年度の開始の時における貯金及び定期積金の合計額(以下「貯金等合計額」という。)が二百億円に達しないものとする。

(削る。)

(削る。)

2 | 法第三十七條の二第二項第二号に規定する政令で定める規模に達しない農業協同組合連合会は、その負債の合計金額(最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額をいい、新たに設立された農業協同組合連合会であつて最終の貸借対照表がないものにあつて

(新設)

第二条の三 (略)

(全国農業協同組合中央会の監査を要しない組合の範囲)

第二条の四 法第三十七條の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない組合は、次のとおりとする。

一 | 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合であつて、その事業年度の開始の時における貯金及び定期積金の合計額(以下「貯金等合計額」という。)が二百億円に達しないもの

二 | 農業協同組合連合会であつて、その負債の合計金額(最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額をいい、新たに設立された農業協同組合連合会であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額として農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。第三項及び第五項において同じ。)が二百億円に達しないもの

(新設)

は、当該農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額として農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。）が二百億円に達しないものとする。

3 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が新たに二百億円を下回ることとなつた場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七条の第二項第一号に規定する農業協同組合に該当するものとみなす。

(削る。)

4 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が新たに二百億円以上となつた場合（合併により設立された農業協同組合であつて同号の事業を行うものに係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が二百億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七条の第二項第一号に規定する農業協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が新たに二百億円を下回ることとなつた場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七条の第二項に規定する特定組合に該当するものとみなす。

3 前項の規定は、農業協同組合連合会の負債の合計金額が新たに二百億円を下回ることとなつた場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の終了後」とあるのは「その後」と、「当該農業協同組合」とあるのは「当該農業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

4 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が新たに二百億円以上となつた場合（合併により設立された農業協同組合であつて同号の事業を行うものに係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が二百億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七条の第二項に規定する特定組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について第二項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

5 前二項の規定は、法第三十七条の二第一項第二号に規定する農業協同組合連合会について準用する。この場合において、第三項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計金額（前項に規定する負債の合計金額をいう。次項において同じ。）」と、「当該事業年度の終了後」とあるのは「その後」と、前項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計金額」と、「当該事業年度の開始後最初に招集される」とあるのは「最終の貸借対照表を決議した」と読み替えるものとする。

（会計監査人の監査について会社法を準用する場合の読替え）

第二十三条 法第三十七条の二第四項の規定により会社法第四百三十九条の規定を準用する場合には、同条中「場合には」とあるのは「場合には、当該計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）については」と、「取締役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第二十四条 法第四十三条の六第二項（法第四十条第二項及び第四十条第七項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示

5 前項の規定は、農業協同組合連合会の負債の合計金額が新たに二百億円以上となった場合（新たに設立された農業協同組合連合会の設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける負債の合計金額が二百億円以上である場合）について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の開始後最初に招集される」とあるのは「最終の貸借対照表を決議した」と、「当該農業協同組合」とあるのは「当該農業協同組合連合会」と、「第二項」とあるのは「前項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

（新設）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第二条の五 法第四十三条の六第二項（法第四十条第二項、第四十条第七項及び第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電

し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(共済規程の変更に関する定款の規定事項)

第二十五条 組合は、法第四十四条第五項の規定により共済規程の変更について総会の決議を経ることを要しないものとしようとするときは、総会の決議を経ることを要しない共済規程の変更の範囲及び当該変更をした場合における当該変更の内容の組合員又は会員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十六条 法第四十九条第二項（法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項、第六十五条第四項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、共済契約に係る債権者、保護預り契約に係る債権者その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で農林水産省令で定めるものとする。

(行政庁の認可を要しない信用事業の譲渡又は譲受け)

磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(共済規程の変更に関する定款の規定事項)

第二条の六 組合は、法第四十四条第五項の規定により共済規程の変更について総会の決議を経ることを要しないものとしようとするときは、総会の決議を経ることを要しない共済規程の変更の範囲及び当該変更をした場合における当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二条の七 法第四十九条第二項（法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項及び第六十五条第四項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、共済契約に係る債権者、保護預り契約に係る債権者その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で農林水産省令で定めるものとする。

(行政庁の認可を要しない信用事業の譲渡又は譲受け)

第二十七条 法第五十条の二第三項の政令で定めるものは、次に掲げる事業のみに係る信用事業（法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。第三十条第一項において同じ。）の譲渡又は譲受けとする。

一～三 (略)

第二十八条 (略)

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

(貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準)

第三十一条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、貯金の払戻し及び定期積金の給付（以下この条及び第五十七条において「貯金の払戻し等」という。）に充てるために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額を同号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は貯金の払戻し等に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもつて保有しなければならない。

第三十二条 (略)

第二条の八 法第五十条の二第三項の政令で定めるものは、次に掲げる事業のみに係る信用事業（法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。第三条の三において同じ。）の譲渡又は譲受けとする。

一～三 (略)

第三条 (略)

第三条の二 (略)

第三条の三 (略)

(貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準)

第三条の四 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、貯金の払戻し及び定期積金の給付に充てるために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額を同号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は当該払戻し及び給付に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもつて保有しなければならない。

第三条の五 (略)

(非出資組合への移行について法を準用する場合の読替え)

第三十三条 法第五十四条の五第三項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第二十三条及び第二十五条の規定を準用する場合においては、これらの規定中「第二十一条第一項の規定により脱退した組合員」とあるのは、「組合員」と読み替えるものとする。

第五節 設立

第三十四条 (略)

第六節 合併、新設分割及び清算

(合併契約等において定めるべき事項)

第三十五条 法第六十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合をいう。))である場合にあっては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。)とする。

一〜七 (略)

八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合

(新設)

(創立総会について会社法を準用する場合の読替え)

第三条の六 (略)

(新設)

(合併契約等において定めるべき事項)

第三条の七 法第六十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合をいう。))である場合にあっては、第二号から第四号までの事項を除く。)とする。

一〜七 (略)

八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会(法第六十五条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う組合にあ

にあつては、理事会（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の決議の日）

2
(略)

3 第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十条第一項の政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「非出資組合（法第十条第四項に規定する非出資組合」とあるのは、「非出資農事組合法人（法第七十二条の十第二項に規定する非出資農事組合法人）」と読み替えるものとする。

（新設分割について民法を準用する場合の読替え）

第三十六条 法第七十条の三第五項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。

第三十七条 新設分割についての自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）第十九条の二第二項、航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）第二十二條の二第二項及び建設機械抵当法（昭和二

つては、理事会（法第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の日

2
(略)

3 第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十条第一項の政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「非出資組合（法第十条第四項に規定する非出資組合」とあるのは、「非出資農事組合法人（法第七十二条の八第二項に規定する非出資農事組合法人）」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

十九年法律第九十七号)第二十四条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」とする⁹⁾

(新設分割についての貯金者等に対する各別の催告を受けなかつた債権者に関する特例の適用関係)

第三十八条 法第七十条の五第二項及び第三項の規定は、法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項に規定する貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には、適用しない。

(組合の清算人について会社法を準用する場合の読替え)

第三十九条 法第七十二条の三の規定により組合の清算人について会社法第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百七十八条第四項の規定を準用する場合には、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは

(新設)

(組合の清算人について会社法を準用する場合の読替え)

第三条の八 法第七十二条の二の規定により組合の清算人について会社法第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百七十八条第四項の規定を準用する場合には、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九条第四項」とある

「農業協同組合法第七十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」と、同法第四百七十八条第四項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と読み替えるものとする。

第二章 農事組合法人

(農事組合法人の組合員となり得る者)

第四十条 法第七十二条の十三第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(払込済みの出資の額に応じてする剰余金配当の限度)

第四十一条 法第七十二条の三十一第二項の政令で定める割合は、年七分とする。

第三章 組織変更

(株式又は金銭の割当てを受けることができない者)

第四十二条 法第七十三条の五第一項の政令で定める者は、法第七十三条第一項において準用する法第二十條第二項の規定により組織変更(法第七十三条の三第一項に規定する組織変更をいう。)前の出

のは「農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する同法第三十五条の三第二項」と、同法第四百七十八条第四項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

(農事組合法人の構成員となり得る者)

第三条の九 法第七十二条の十第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(払込済みの出資の額に応じてする剰余金配当の限度)

第四条 法第七十二条の十五第二項の政令で定める割合は、年七分とする。

(新設)

(株式の割当てを受けることができない者)

第四条の二 法第七十三条の六第一項の政令で定める者は、法第七十三条第一項において準用する法第二十一条第二項の規定により組織変更(法第七十三条の三第一項に規定する組織変更をいう。)前の

資農事組合法人（法第七十二条の二十五第一項に規定する出資農事組合法人をいう。）から脱退することとなる組合員とする。

（消費生活協同組合への組織変更により出資口数に一口に満たない端数を生ずる場合について会社法を準用する場合の読替え）

第四十三条 法第八十六条において準用する法第七十三条の五第三項の規定により会社法第二百三十四条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条	次の各号に掲げる行為に	農業協同組合法第八十
第一項	際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する	二条第一項に規定する組織変更の際して同条第二項第一号に規定する組織変更後消費生活協同組合の組合員に当該組織変更後消費生活協同組合の出資を割り当てる
対し交付しなければ	対し割り当てなければ	出資口数に一口
株式の数に一株		

出資農事組合法人（法第七十二条の十二の九第一項に規定する出資農事組合法人をいう。）から脱退することとなる組合員とする。

（新設）

合計数	合計口数
数の株式を競売し	持分を当該組織変更後 消費生活協同組合の組 合員又は組合員となる 資格を有する者に譲渡 し
その競売	その譲渡
代金	金銭
<p>第二百三十四条 第二項</p> <p>規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。</p>	<p>持分については、出資一口の金額に譲渡する口数を乗じて得た額をもって譲渡するものとする。</p>

第二百三十四条 第四項	第二項 売却する株式 を買い取る	第一項 譲渡する持分 を譲り受ける
第二百三十四条 第四項第一号	買い取る株式の数（種類 株式発行会社にあつては 株式の種類及び種類ご との数）	譲り受ける持分
第二百三十四条 第四項第二号	株式の買取りをする	持分を譲り受ける

（社会医療法人に係る認定の申請）

第四十四条 法第九十条第一項の規定により医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請しようとする組合は、当該認定を受けようとする旨及び同項各号に掲げる要件に係る事項として主務省令で定めるものを記載した申請書を、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第四章 特定信用事業代理業

（新設）

（新設）

（農業協同組合中央会の会員の議決権及び選挙権）

(削る。)

第五条 農業協同組合中央会が法第七十三条の三十第二項の規定によりその正会員に対して二個以上の議決権（法第七十三条の四十第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県農業協同組合中央会の正会員及び全国農業協同組合中央会の正会員にあつては、代議員の選挙権。以下同じ。）を与えるときは、正会員の組合員の数（正会員が農業協同組合連合会である場合にあつては、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度）に応じて与える議決権の総数は、正会員に平等に与える議決権の総数を超えてはならない。

（農業協同組合中央会の創立総会について会社法を準用する場合の
読替え）

第五条の二 法第七十三条の四十四第五項の規定により創立総会について会社法第三百十条第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、同条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の四十四第五項において準用する同法第五十八条第六項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の四十四第五項において準用する同法第十六条第七項」と読み替えるものとする。

第四十五条 (略)

第五条の三 (略)

		<p>(特定信用事業代理業について銀行法を準用する場合の読替え)</p> <p>第四十六条 法第九十二条の三第二項の規定により法第九十二条の四第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(以下「準用銀行法」という。)の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定(第五十二条の五十一第一項を除く。)中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「所属組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣府令」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第五十二条の	(略)	電磁的記録	(略)
	読み替える準用銀行法の規定		読み替えられる字句
第五十二条の	(略)	電磁的記録(農業協同)	(略)
	読み替える準用銀行法の規定		読み替える字句

		<p>(特定信用事業代理業について銀行法を準用する場合の読替え)</p> <p>第五条の四 法第九十二条の三第二項の規定により法第九十二条の四第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(以下「準用銀行法」という。)の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定(第五十二条の五十一第一項を除く。)中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「所属組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣府令」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第五十二条の	(略)	電磁的記録	(略)
	読み替える準用銀行法の規定		読み替えられる字句
第五十二条の	(略)	電磁的記録(農業協同)	(略)
	読み替える準用銀行法の規定		読み替える字句

五十二條の 五十一第二項	電磁的方法	(略)	読み替える銀 行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	組合法第十一条の五十 七第一項に規定する電 磁的記録をいう。)	電磁的方法(同法第十 一条の十九第二項に規 定する電磁的方法をい う。)
								電磁的方法	読み替えられる字句

2 法第九十二条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五十二條の 五十一第二項	電磁的方法	(略)	読み替える銀 行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	組合法第十一条の三十 八第一項に規定する電 磁的記録をいう。)	電磁的方法(同法第十 一条の九第二項に規定 する電磁的方法をい う。)
								電磁的方法	読み替えられる字句

2 法第九十二条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	う。
-----	-----	----

(特定貯金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四十七条 法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第四十八条 (略)

第四十九条 (略)

第五章 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第五十条 法第九十二条の六第一項第二号及び第四号ニ、法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第九十二条の九第一項において準用

(略)	(略)	。
-----	-----	---

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五条の五 法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第五条の六 (略)

第五条の七 (略)

(新設)

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第五条の八 法第九十二条の六第一項第二号及び第四号ニ、法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第九十二条の九第一項において準

する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一 (略)

二 第五十二条各号に掲げる指定

第五十一条 (略)

第五十二条 (略)

第五十三条 (略)

第五十四条 (略)

第六章 監督

第五十五条 (略)

第七章 雑則

(主務大臣等)

第五十六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一 (略)

二 第五条の十各号に掲げる指定

第五条の九 (略)

第五条の十 (略)

第五条の十一 (略)

第五条の十二 (略)

(新設)

(組合と特殊の関係のある者)

第五条の十三 (略)

(新設)

(主務大臣等)

第六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第三条、第四条、第十条第十一項第五号、第三十一条及び第三十二条に規定する主務大臣 農林水産大臣及び内閣総理大臣
- 二 第五条第一項第二号及び第二十九条第一項第二号に規定する主務大臣 農林水産大臣
- 2 この政令における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第四十四条に規定する主務省令は、農林水産省令・厚生労働省令とする。

(信用秩序の維持を図るため特に必要な事由)

第五十七条 法第九十八条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、組合が貯金の払戻し等を停止するおそれがあること。
- 二 組合が貯金の払戻し等を停止した場合には、当該組合が業務を行つている地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

(内閣総理大臣から金融庁長官に委任されない権限)

第五十八条 法第九十八条第十三項の政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

- 一 第一条の三、第一条の四、第一条の十、第三条の四及び第三条の五に規定する主務大臣 農林水産大臣及び内閣総理大臣
- 二 第一条の五及び第三条の二に規定する主務大臣 農林水産大臣
- 2 この政令における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。

(信用秩序の維持を図るため特に必要な事由)

第七条 法第九十八条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、組合が貯金及び定期積金(次号において「貯金等」という。)の払戻しを停止するおそれがあること。
- 二 組合が貯金等の払戻しを停止した場合には、当該組合が業務を行つている地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

(内閣総理大臣から金融庁長官に委任されない権限)

第八条 法第九十八条第九項の政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(権限の委任)

第五十九条 法による農林水産大臣の権限のうち法第九十三条第一項又は第二項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令(地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする組合又は農事組合法人(以下この項において「組合等」という。))に関するものに限る。
()は、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第九十八条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条第一項及び第四項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一〇三 (略)

第六十条 (略)

第六十一条 (略)

(都道府県が処理する事務)

一〇五 (略)

(権限の委任)

第九条 法による農林水産大臣の権限のうち法第九十三条第一項又は第二項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令(都道府県農業協同組合中央会又は地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする組合若しくは農事組合法人(以下この項において「組合等」という。))に関するものに限る。()は、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第九十八条第九項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条第一項及び第四項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一〇三 (略)

第九条の二 (略)

第十条 (略)

(都道府県が処理する事務)

第六十二条 法第九十三条第一項及び第二項、第九十四条第一項から第三項まで及び第五項、第九十五条第一項及び第二項並びに第九十六条第一項に規定する行政庁の権限に属する事務で法第九十八条第一項の規定により主務大臣の権限に属するもののうち、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会（以下この条において「都道府県農業協同組合連合会」という。）に関するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、都道府県農業協同組合連合会の事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、法第九十八条第十三項の規定により権限を委任された金融庁長官。第三項から第五項までにおいて同じ。）が自らその権限に属する事務（法第九十四条第一項及び第九十六条第一項に規定する事務を除く。）を行うことを妨げない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第九十三条第一項若しくは第二項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等（同項に規定する子会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）、信用事業受託者（同条第二項に規定する信用事業受託者をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは共済代理店（法第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。以下この項及び次項において同じ。）から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九十四条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定により都道府県農業協同組合

第十一条 法第九十三条第一項及び第二項、第九十四条第一項から第三項まで及び第五項、第九十四条の二第五項、第九十五条第一項及び第二項、第九十六条第一項並びに第九十七条に規定する行政庁の権限に属する事務で法第九十八条第一項の規定により主務大臣の権限に属するもののうち、都道府県農業協同組合中央会又は都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会（以下この条において「都道府県中央会等」という。）に関するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、都道府県中央会等の事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、法第九十八条第九項の規定により権限を委任された金融庁長官。第三項から第五項までにおいて同じ。）が自らその権限に属する事務（法第九十四条第一項及び第九十六条第一項に規定する事務を除く。）を行うことを妨げない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第九十三条第一項若しくは第二項の規定により都道府県中央会等若しくはその子会社等（同項に規定する子会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）、信用事業受託者（同条第二項に規定する信用事業受託者をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは共済代理店（法第十一条の九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。以下この項及び次項において同じ。）から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九十四条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定により都道府県中央会等若しくはその子会

連合会若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行った場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、法第九十三条第一項若しくは第二項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九十四条第二項、第三項若しくは第五項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行った場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を関係都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県農業協同組合連合会に対し、第一項本文の規定に基づき法第九十五条第一項若しくは第二項又は第九十六条第一項の規定による処分をした場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(事務の区分)

第六十三条 第三十二条第五項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一

社等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行った場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、法第九十三条第一項若しくは第二項の規定により都道府県中央会等若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九十四条第二項、第三項若しくは第五項の規定により都道府県中央会等若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行った場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を関係都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県中央会等に対し、第一項本文の規定に基づき法第九十四条の二第五項、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条第一項又は第九十七条の規定による処分をした場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(事務の区分)

第十二条 第三条の五第五項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号

号に規定する第一号法定受託事務とする。

に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（優先出資の発行による登記の特例）</p> <p>第三十四条の二 法第一条の二第二項の規定により農水産業協同組合が法第百条第三項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第百条第三項の規定による決定に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。</p>	<p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（配分を受ける者の選定等）</p> <p>第七十一条 農林水産大臣は、法第九十四条の八第三項本文の規定による選定又は同項ただし書の規定による認定をしようとするときは、当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>（都道府県知事が行う土地改良財産の管理等）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 前項第二号の規定により法第九十四条の八第三項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行う場合における前条の規定の適用については、同条中「当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない」とあるのは、「<u>農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構の意見を聴かなければならない。</u>ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない」とする。</p> <p>（特別区等に対する規定の適用）</p> <p>第七十五条（略）</p>	<p>（配分を受ける者の選定等）</p> <p>第七十一条 農林水産大臣は、法第九十四条の八第三項本文の規定による選定又は同項但書の規定による認定をしようとするときは、当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。</p> <p>（都道府県知事が行う土地改良財産の管理等）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 前項第二号の規定により法第九十四条の八第三項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行う場合における前条の規定の適用については、同条中「当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「<u>都道府県農業会議</u>」とする。</p> <p>（特別区等に対する規定の適用）</p> <p>第七十五条（略）</p>

2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この政令」とあるのは、「この政令（第一条の三から第一条の七までを除く。）」とする。

2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この政令」とあるのは、「この政令（第一条の三から第一条の七までを除く。）」とする。

改正案	現行
<p>（法第七十二条の四第三項の農事組合法人）</p> <p>第十七条 法第七十二条の四第三項に規定する農事組合法人で政令で定めるものは、次に掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の二分の一以下であり、かつ、第二号から第四号までに掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の四分の一以下のものとする。</p> <p>一 農業協同組合法第七十二条の十三第一項第二号に該当する組合員</p> <p>二 農業協同組合法第七十二条の十三第一項第四号に該当する組合員</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（法第三百四十九条の三第四項の法人等）</p> <p>第五十二条の二の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）。</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第七十二条の四第三項の農事組合法人）</p> <p>第十七条 法第七十二条の四第三項に規定する農事組合法人で政令で定めるものは、次に掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の二分の一以下であり、かつ、第二号から第四号までに掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の四分の一以下のものとする。</p> <p>一 農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号に該当する組合員</p> <p>二 農業協同組合法第七十二条の十第一項第四号に該当する組合員</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（法第三百四十九条の三第四項の法人等）</p> <p>第五十二条の二の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）。</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(法第五百八十六条第二項第七号の法人等)

第五十四条の十八 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 (略)

二 農業協同組合連合会又は農事組合法人

三 六 (略)

七 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同

組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林

組合、森林組合連合会又は水産業協同組合（以下この号において

「国等」という。）の出資に係る法人で、国等の議決権数がその

法人の総議決権数に占める割合（生糸の輸入に係る調整等に関する

法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）による改正前

の独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六

号）第十条第二項又は独立行政法人農畜産業振興機構法附則第六

条第一項の業務に係る出資に係る法人にあつては、総務省令で定

める割合）が二分の一を超えるもの又は国等の出資金（独立行政

法人農畜産業振興機構の出資金にあつては、同法第十条第二号の

業務に係るものに限る。）の合計額がその法人の資本金、基本金

その他これらに準ずるものの二分の一を超えるもの

2

(略)

(法第五百八十六条第二項第七号の法人等)

第五十四条の十八 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 (略)

二 農業協同組合連合会、農業協同組合中央会又は農事組合法人

三 六 (略)

七 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同

組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農事組合法人

、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合

（以下この号において「国等」という。）の出資に係る法人で、

国等の議決権数がその法人の総議決権数に占める割合（生糸の輸

入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第

十二号）による改正前の独立行政法人農畜産業振興機構法（平成

十四年法律第二百二十六号）第十条第二項又は独立行政法人農畜産

業振興機構法附則第六条第一項の業務に係る出資に係る法人にあ

つては、総務省令で定める割合）が二分の一を超えるもの又は国

等の出資金（独立行政法人農畜産業振興機構の出資金にあつては

、同法第十条第二号の業務に係るものに限る。）の合計額がその

法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一を超

2

(略)

改正案	現行
<p>（政治的目的の定義）</p> <p>第八十六条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的 目的は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長、地方公共団体の 議会の議員又は海区漁業調整委員会の委員の選挙において、特定 の候補者を支持し、又はこれに反対すること。</p> <p>二〇六（略）</p> <p>七 地方自治法に基づく地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又 は事務監査の請求に関する署名を成立させ、又は成立させないこ と。</p> <p>八 地方自治法に基づく地方公共団体の議会の解散若しくは法律に 基づく公務員の解職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成 立させず、又はこれらの請求に基づく解散若しくは解職に賛成し 、若しくは反対すること。</p>	<p>（政治的目的の定義）</p> <p>第八十六条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的 目的は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長、地方公共団体の 議会の議員、農業委員会の委員又は海区漁業調整委員会の委員の 選挙において、特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること 。</p> <p>二〇六（略）</p> <p>七 地方自治法に基づく地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は 事務監査の請求に関する署名を成立させ、又は成立させないこと 。</p> <p>八 地方自治法に基づく地方公共団体の議会の解散又は法律に基づく公 務員の解職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成立させず 、又はこれらの請求に基づく解散若しくは解職に賛成し、若しくは 反対すること。</p>

○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農業委員会及び土地改良区の意見を聴かなくてよい事業計画の決定又は変更）</p> <p>第七十六条 法第百三十六条第一項ただし書に規定する政令で定める軽微な場合は、当該土地区画整理事業が用排水施設その他農地の保全又は利用上必要な公共の用に供する施設の本来の機能を阻害せず、又は増進することとなることが明らかかな場合とする。</p>	<p>（都道府県農業会議及び土地改良区の意見を聞かなくてよい事業計画の決定又は変更）</p> <p>第七十六条 法第百三十六条ただし書に規定する政令で定める軽微な場合は、当該土地区画整理事業が用排水施設その他農地の保全又は利用上必要な公共の用に供する施設の本来の機能を阻害せず、又は増進することとなることが明らかかな場合とする。</p>

改正案	現行
<p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第二十二條の八（略）</p> <p>21 20 19（略）</p> <p>20 法第三十四條の二第二項第十四号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する事業の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 農業協同組合法<u>第十一條の四十八第一項に規定する宅地等供給事業のうち同法第十條第五項第三号に掲げるもの</u> 当該事業が、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定価額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。</p> <p>二（略）</p> <p>21 20 19（略）</p> <p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特</p>	<p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第二十二條の八（略）</p> <p>21 20 19（略）</p> <p>20 法第三十四條の二第二項第十四号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する事業の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 農業協同組合法<u>第十一條の二十九に規定する宅地等供給事業のうち同法第十條第五項第三号に掲げるもの</u> 当該事業が、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定価額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。</p> <p>二（略）</p> <p>21 20 19（略）</p> <p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特</p>

別控除)

第三十九条の五 (略)

23
22 (略)

21 法第六十五条の四第一項第十四号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する事業の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 農業協同組合法第十一条の四十八第一項に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの 当該事業が、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定価額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てられた額の借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。

二 (略)

22
21 (略)

別控除)

第三十九条の五 (略)

23
22 (略)

21 法第六十五条の四第一項第十四号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する事業の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 農業協同組合法第十一条の二十九に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの 当該事業が、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定価額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てられた額の借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。

二 (略)

22
21 (略)

改正案	現行
<p>（農業者等）</p> <p>第一条 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>五 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（第八号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（同項第一号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（同項第二号又は第三号に掲げる者がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）</p> <p>六 九 （略）</p>	<p>（農業者等）</p> <p>第一条 農業近代化資金融通法（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業協同組合中央会</p> <p>三 五 （略）</p> <p>六 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（第九号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（同項第一号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（同項第二号又は第三号に掲げる者がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）</p> <p>七 十 （略）</p>

(農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間)

第二条 法第二条第三項の政令で定める資金は、同条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第六号までに掲げる者、同条第七号に掲げる者(法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの(以下「農業者関係一般社団法人等」という。)に限る。)、第一条第八号に掲げる者又は同条第九号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類(欄)に掲げるとおりとし、同条第七号に掲げる者(農業者関係一般社団法人等を除く。)に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、同条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類(欄)に掲げる資金(同表の第六号に掲げる資金を除く。)の二以上の種類(欄)のものを同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第二号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

(略)

(略)

(略)

(農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間)

第二条 法第二条第三項の政令で定める資金は、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第七号までに掲げる者、同条第八号に掲げる者(法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの(以下「農業者関係一般社団法人等」という。)に限る。)、第一条第九号に掲げる者又は同条第十号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類(欄)に掲げるとおりとし、同条第八号に掲げる者(農業者関係一般社団法人等を除く。)に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、同条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類(欄)に掲げる資金(同表の第六号に掲げる資金を除く。)の二以上の種類(欄)のものを同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第二号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（農業者等）</p> <p>第一条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>二〽四（略）</p> <p>五 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業（第七号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下この号及び第七号において同じ。）を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）</p> <p>六、事業協同小組合（農業を営む者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）</p> <p>六・七（略）</p>	<p>（農業者等）</p> <p>第一条 農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農業協同組合中央会</p> <p>三〽五（略）</p> <p>六 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業（第八号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下この号及び第八号において同じ。）を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）</p> <p>七、事業協同小組合（農業を営む者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）</p> <p>七・八（略）</p>

○ 指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農業委員会に関する経過措置）</p> <p>第四条 指定都市の指定があつた場合においては、当該指定都市の区（総合区を含む。以下この条において同じ。）に置かれる農業委員会の委員が最初に任命されるまでの間は、法令の規定により区の農業委員会が処理する事務は、当該指定都市の市長が行うものとし、従前の農業委員会の職員は、引き続き区の農業委員会の職員となるものとする。</p> <p>2 指定都市の指定があつた場合において、当該指定都市の区に置かれる農業委員会の区域が、当該指定された市に設置されていた農業委員会の区域をその区域とすることは、当該指定された市に設置されていた農業委員会は、当該指定都市の区の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び職員となるものとする。</p>	<p>（農業委員会に関する経過措置）</p> <p>第四条 指定都市の指定があつた場合においては、当該指定都市の区（総合区を含む。以下この条において同じ。）に置かれる農業委員会の選挙による委員が最初に選挙されるまでの間は、法令の規定により区の農業委員会が処理する事務は、当該指定都市の市長が行うものとし、従前の農業委員会の職員は、引き続き区の農業委員会の職員となるものとする。</p> <p>2 指定都市の指定があつた場合において、当該指定都市の区に置かれる農業委員会の区域が、当該指定された市に設置されていた農業委員会の区域をその区域とすることは、当該指定された市に設置されていた農業委員会は、当該指定都市の区の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第八条 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一条の六十六</u>第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>二〇十（略）</p>	<p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第八条 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一条の十八</u>第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>二〇十（略）</p>

改正案	現行
<p>（企業組合等の分配金）</p> <p>第六十二条 次に掲げる分配金の額は、法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の収入金額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものの組合員が、<u>同法第七十二条の三十一第二項（剰余金の配当）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十五条第二項（剰余金の配当）又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九十九条第二項（剰余金の配当）</u>の規定によりこれらの法人の事業に従事した程度に応じて受ける分配金</p> <p>四（略）</p> <p>2 農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給しないものの組合員が、<u>同法第七十二条の三十一第二項、水産業協同組合法第八十五条第二項又は森林組合法第九十九条第二項</u>の規定</p>	<p>（企業組合等の分配金）</p> <p>第六十二条 次に掲げる分配金の額は、法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の収入金額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものの組合員が、<u>農業協同組合法第七十二条の十五第二項（剰余金の配当）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十五条第二項（剰余金の配当）又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九十九条第二項（剰余金の配当）</u>の規定によりこれらの法人の事業に従事した程度に応じて受ける分配金</p> <p>四（略）</p> <p>2 農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給しないものの組合員が、<u>農業協同組合法第七十二条の十五第二項、水産業協同組合法第八十五条第二項又は森林組合法第九十九条第二項</u></p>

によりこれらの法人の事業に従事した程度に応じて受ける分配金の額は、配当所得、給与所得及び退職所得以外の各種所得に係る収入金額とする。

3・4 (略)

項の規定によりこれらの法人の事業に従事した程度に応じて受ける分配金の額は、配当所得、給与所得及び退職所得以外の各種所得に係る収入金額とする。

3・4 (略)

改正案	現行
<p>（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法） 第一百九条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項各号の銘柄は、前項の規定にかかわらず、保険会社又は農業協同組合連合会の有する有価証券にあつては次に掲げる有価証券のいずれかに区分した後のそれぞれの銘柄とし、共済水産業協同組合連合会の有する有価証券にあつては第二号から第五号までに掲げる有価証券のいずれかに区分した後のそれぞれの銘柄とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 責任準備金対応有価証券（償還期限の定めのある有価証券（前二号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）のうち、<u>保険業法第一百六条第一項（責任準備金）、農業協同組合法第十一条の三十二（責任準備金）</u>又は水産業協同組合法第百条の八第一項（<u>責任準備金</u>）において準用する同法第十五条の十（責任準備金）に規定する責任準備金を積み立てた保険契約又は共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるための有価証券として財務省令で定めるものをいう。）</p> <p>四・五（略）</p>	<p>（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法） 第一百九条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項各号の銘柄は、前項の規定にかかわらず、保険会社又は農業協同組合連合会の有する有価証券にあつては次に掲げる有価証券のいずれかに区分した後のそれぞれの銘柄とし、共済水産業協同組合連合会の有する有価証券にあつては第二号から第五号までに掲げる有価証券のいずれかに区分した後のそれぞれの銘柄とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 責任準備金対応有価証券（償還期限の定めのある有価証券（前二号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）のうち、<u>保険業法第一百六条第一項（責任準備金）、農業協同組合法第十一条の十三（責任準備金）</u>又は水産業協同組合法第百条の八第一項（<u>責任準備金</u>）において準用する同法第十五条の十（責任準備金）に規定する責任準備金を積み立てた保険契約又は共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるための有価証券として財務省令で定めるものをいう。）</p> <p>四・五（略）</p>

(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)

第五十六条の四 法第八十四条第二項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、厚生年金基金契約に係る次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 生命共済の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、イに掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る農業協同組合法第三十二条(共済事業に係る責任準備金)に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金(当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る共済掛金積立金に限る。)に相当する金額

ロ・ハ (略)

四・五 (略)

2 6 (略)

(生命共済に係る退職年金等積立金額の計算)

第五十九条 法第八十四条第二項第三号イ(退職年金等積立金額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそ

(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)

第五十六条の四 法第八十四条第二項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、厚生年金基金契約に係る次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 生命共済の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、イに掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る農業協同組合法第三十三条(共済事業に係る責任準備金)に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金(当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る共済掛金積立金に限る。)に相当する金額

ロ・ハ (略)

四・五 (略)

2 6 (略)

(生命共済に係る退職年金等積立金額の計算)

第五十九条 法第八十四条第二項第三号イ(退職年金等積立金額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそ

それぞれの確定給付年金資産管理運用契約又は確定給付年金基金資産運用契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る農業協同組合法第十一条の三十二（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額

二 (略)

2 法第八十四条第二項第三号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約について、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の三十二に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額とする。

3 法第八十四条第二項第三号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約について、これらの契約に係る農業協同組合法第十一条の三十二に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額とする。

4・5 (略)

(個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算)

第六百六十四条 法第八十四条第二項第八号（退職年金等積立金額の計

それぞれの確定給付年金資産管理運用契約又は確定給付年金基金資産運用契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額

二 (略)

2 法第八十四条第二項第三号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約について、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額とする。

3 法第八十四条第二項第三号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約について、これらの契約に係る農業協同組合法第十一条の十三に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額とする。

4・5 (略)

(個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算)

第六百六十四条 法第八十四条第二項第八号（退職年金等積立金額の計

<p>る金額のうち共済掛金積立金に相当する金額</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>金額のうち共済掛金積立金に相当する金額</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>第三十条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基金は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる方法（保険又は共済の契約であつて、当該契約の全部において保険業法（平成七年法律第五号）<u>第一百六条第一項、農業協同組合法</u>第十一条の三十二）又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第一百条の八第一項</u>において準用する同法第十五条の十に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。以下この項において同じ。）により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。</p>	<p>第三十条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基金は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる方法（保険又は共済の契約であつて、当該契約の全部において保険業法（平成七年法律第五号）<u>第一百六条第一項、農業協同組合法</u>第十一条の三十三）又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第一百条の八第一項</u>において準用する同法第十五条の十に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。以下この項において同じ。）により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（運用の基本方針） 第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十六条第一項に規定する方法（法第六十五条第一号の規定による信託の契約であつて、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び生命保険又は生命共済の契約であつて、当該契約の全部において保険業法（平成七年法律第五号）<u>第一百六条第一項又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）<u>第十一条の三十二</u></u>に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。）により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。</p>	<p>（運用の基本方針） 第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十六条第一項に規定する方法（法第六十五条第一号の規定による信託の契約であつて、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び生命保険又は生命共済の契約であつて、当該契約の全部において保険業法（平成七年法律第五号）<u>第一百六条第一項又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）<u>第十一条の十三</u></u>に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。）により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。</p>

○ 小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（小規模企業者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第八号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの</p>	<p>（小規模企業者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第八号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第二号の事業を行う農事組合法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの</p>

改正案

現行

<p>（認定投資者保護団体の認定の申請） 第十八条の四の十（略） 2～4（略）</p> <p>5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。</p>		
<p>農業協同組合法第 十條第一項第三号 の事業を行う同法 第四條に規定する 組合及び同法第九 十二條の二第三項 に規定する特定信 用事業代理業者</p>	<p>農業協同組合法第十一條の 五に規定する特定貯金等契 約の締結又はその代理若し くは媒介</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>農業協同組合法第 十條第一項第三号 の事業を行う同法 第五條に規定する 組合及び同法第九 十二條の二第三項 に規定する特定信 用事業代理業者</p>	<p>農業協同組合法第十一條の 二の四に規定する特定貯金 等契約の締結又はその代理 若しくは媒介</p>	<p>農林水産大臣</p>

(略)	十條第一項第十号の事業を行う同法第四條に規定する組合
(略)	二十七に規定する特定共済契約の締結
(略)	

(略)	十條第一項第十号の事業を行う同法第五條に規定する組合
(略)	十の三に規定する特定共済契約の締結
(略)	

○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業協同組合等の範囲）</p> <p>第十条 法第十七条の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農事組合法人</p> <p>三〇七 (略)</p>	<p>（事業協同組合等の範囲）</p> <p>第十条 法第十七条の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農事組合法人</p> <p>三〇七 (略)</p>

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>農業委員会</u>及び土地改良区の意見を聴かなくてよい事業計画の決定又は変更）</p> <p>第四十五条 法第一条において準用する土地区画整理法<u>第百三十六</u> <u>条</u>第一項ただし書の政令で定める軽微な場合については、土地区画整理法施行令第七十六条の規定を準用する。</p>	<p>（<u>都府県農業会議</u>及び土地改良区の意見を聴かなくてよい事業計画の決定又は変更）</p> <p>第四十五条 法第一条において準用する土地区画整理法<u>第百三十六</u> <u>条</u>ただし書の政令で定める軽微な場合については、土地区画整理法施行令第七十六条の規定を準用する。</p>

○ 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）</p> <p>第五条 法第十八条第二項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主</p> <p>二 （略）</p>	<p>（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）</p> <p>第五条 法第十八条第二項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける当該農業生産法人の組合員、社員又は株主</p> <p>二 （略）</p>

○ 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（農業を営む者）</p> <p>第五条 法第二十一条第二項の政令で定める者は、農業を営む個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人とする。</p>	<p>（農業を営む者）</p> <p>第五条 法第二十一条第二項の政令で定める者は、農業を営む個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人とする。</p>

改正案

現行

（土地改良法の規定の準用についての読替規定）
 第五条 法第十一条の規定により土地改良法の規定を準用する場合に
 おいては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄
 に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとす
 る。

（土地改良法の規定の準用についての読替規定）
 第五条 法第十一条の規定により土地改良法の規定を準用する場合に
 おいては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄
 に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとす
 る。

(略)	(略)	第九十九条第十項
(略)	都道府県知事は 第七項の規定による申出が 農地又は採草放牧地（農地 法第二条第一項に規定する 農地又は採草放牧地をいう 。以下同じ。）に係るもの であり、かつ、当該申出を 行つた者が当該申出に係る 交換分合計画により交換分 合すべき農地又は採草放牧 地について第六項の権利を 有する者である場合には、	

(略)	(略)	第九十九条第十項
(略)	都道府県知事は 第七項の規定による申出が 農地又は採草放牧地（農地 法第二条第一項に規定する 農地又は採草放牧地をいう 。以下同じ。）に係るもの であり、かつ、当該申出を 行つた者が当該申出に係る 交換分合計画により交換分 合すべき農地又は採草放牧 地について第六項の権利を 有する者である場合には、	

(略)	
(略)	
(略)	都道府県知事は

(略)	
(略)	
(略)	都道府県知事

改正案	現行
<p>（優先出資者が閲覧等を求めることができる書類）</p> <p>第六条 法第二十二條第一項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。） 同法第二十九條の二第一項（定款等の備付け）、第三十五條第一項及び第二項（理事会等の議事録の備付け）並びに第四十六條の四第二項及び第三項（総会の議事録の備付け）の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款等並びに理事会、経営管理委員会及び総会の議事録及びその写し</p> <p>六 （略）</p> <p>2 法第二十二條第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（優先出資者が閲覧等を求めることができる書類）</p> <p>第六条 法第二十二條第一項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び農業協同組合連合会（第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。） 同法第二十九條の二第一項（定款等の備付け）、第三十五條第一項及び第二項（理事会等の議事録の備付け）並びに第四十六條の五第二項及び第三項（総会の議事録の備付け）の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款等並びに理事会、経営管理委員会及び総会の議事録及びその写し</p> <p>六 （略）</p> <p>2 法第二十二條第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 （略）</p>

<p>二 信用協同組合及び信用協同組合連合会 中小企業等協同組合法第十條の二第二項（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）の規定に基づいて事務所に備え置かれた組合員名簿又は会員名簿</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農業協同組合法第二十七條第二項（組合員名簿の備付け）の規定に基づいて事務所に備え置かれた組合員名簿又は会員名簿</p> <p>六 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第三十一條の二第二項（組合員名簿の備付け及び閲覧等）（同法第九十二條第二項、第九十六條第二項及び第百條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて事務所に備え置かれた組合員名簿又は会員名簿</p> <p>3 (略)</p>	<p>二 信用協同組合及び信用協同組合連合会 中小企業等協同組合法第十條の二第二項（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）の規定に基づいて事務所に備え置かれた組合員名簿</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農業協同組合法第二十七條の二第二項（会員名簿の備付け）の規定に基づいて事務所に備え置かれた会員名簿</p> <p>六 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第三十一條の二第二項（組合員名簿の備付け及び閲覧等）（同法第九十二條第二項、第九十六條第二項及び第百條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて事務所に備え置かれた組合員名簿</p> <p>3 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会</p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、<u>全国農業会議所</u>、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、<u>都道府県農業会議</u>、日本行政書士会連合会、日本銀行、日</p>

、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第九条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一条の六十六</u>第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>二〇十（略）</p>	<p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第九条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一条の四十七</u>第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>二〇十（略）</p>

○ 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特殊法人に準ずる法人であつて補助金等が交付されるものの指定）</p> <p>第六条 法第三十六条に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（特殊法人に準ずる法人であつて補助金等が交付されるものの指定）</p> <p>第六条 法第三十六条に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会</p> <p>五・六 （略）</p>

○ 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定顧客） 第十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一条の五又は第十一条の二十七</u></p> <p>三十三（略）</p>	<p>（特定顧客） 第十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一条の二の四又は第十一条の十の三</u></p> <p>三十三（略）</p>

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）

（第二十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇六十四（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>六十五〇七十八（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>七十九〇百十一（略）</p>	<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇六十四（略）</p> <p>六十五 都道府県農業会議</p> <p>六十六〇七十九（略）</p> <p>八十 農業協同組合中央会</p> <p>八十一〇百十三（略）</p>

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）（第二十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に準ずる者等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 移行厚生年金被保険者（平成十三年統合法附則第三十一条第三項に規定する移行厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに掲げる法人で農林水産大臣の指定を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち職員に相当する者として存続組合の定款に定める者となった場合における同項の規定の適用については、その者は移行厚生年金被保険者と、その者の当該法人における厚生年金保険の被保険者期間は継続厚生年金期間（平成十三年統合法附則第十条第一項に規定する継続厚生年金期間をいう。以下同じ。）とみなす。</p> <p>一 施行日における農林漁業団体等が農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十条第一項若しくは第八十一条又は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十三条第一項、第二十二條第一項、第三十三條第一項若しくは第三十七條第一項に規定する組織変更を行った場合における当該組織変更後の法人</p>	<p>（厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に準ずる者等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 移行厚生年金被保険者（平成十三年統合法附則第三十一条第三項に規定する移行厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）が、施行日における農林漁業団体等と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして農林水産省令で定める要件に該当する法人で農林水産大臣の指定を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち職員に相当する者として存続組合の定款に定める者となった場合における同項の規定の適用については、その者は移行厚生年金被保険者と、その者の当該法人における厚生年金保険の被保険者期間は継続厚生年金期間（平成十三年統合法附則第十条第一項に規定する継続厚生年金期間をいう。以下同じ。）とみなす。</p>

3

(略)

二 施行日における農林漁業団体等又は前号に掲げる法人と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして農林水産省令で定める要件に該当する法人

3

(略)

○ 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（農林漁業団体役員期間に係る法人の範囲）</p> <p>第二十一条 法第四十五条第三項第四号の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 農業協同組合、農業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）及び農事組合法人</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>六〇七 （略）</p>	<p>（農林漁業団体役員期間に係る法人の範囲）</p> <p>第二十一条 法第四十五条第三項第四号の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 農業協同組合、農業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）、<u>農事組合法人及び都道府県農業協同組合中央会</u></p> <p>二〇五 （略）</p> <p>六〇七 <u>都道府県農業会議</u></p> <p>七〇八 （略）</p>

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（第二十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

3 ～ 6 (略)	(略)		第三十九 条の十六	(略)
	(略)	第十一 条の十三	法第三百 十六條の 四第三項	(略)
	(略)	第十一 条の三十二	平成二十五 年改正法 附則第五 条第一項 の規定に よりなお その効力 を有する ものと された改 正前厚生 年金保険 法第三百 三十六 条の四第 三項	(略)

3 ～ 6 (略)	(略)		第三十九 条の十六	(略)
	(略)		法第三百 十六條の 四第三項	(略)
	(略)		平成二十五 年改正法 附則第五 条第一項 の規定に よりなお その効力 を有する ものと された改 正前厚生 年金保険 法第三百 三十六 条の四第 三項	(略)

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）（第三十条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第八条 法第四十二条第一項第二号イの政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この条及び第九条の三第二号において同じ。）の組合員、社員又は株主たる六十歳未満の者（農業者年金の被保険者である者を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>イ 当該農地所有適格法人の常時従事者であること。</p> <p>ロ 当該農地所有適格法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等（法第四十二条第一項第二号に規定する処分対象農地等のうち当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権を取得することとなる農地等を含む。）の合計面積の総合計が第二条</p>	<p>第八条 法第四十二条第一項第二号イの政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人の組合員、社員又は株主たる六十歳未満の者（農業者年金の被保険者である者を除く。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 当該農業生産法人の常時従事者であること。</p> <p>ロ 当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等（法第四十二条第一項第二号に規定する処分対象農地等のうち当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権を取得することとなる農地等を含む。）の合計面積の総合計が第二条に規</p>

に規定する面積以上であること。

三 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人に対する持分又は株式を取得することにより新たに当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主となる六十歳未満の者であつて、前号イ及びロに掲げる要件に該当することが確実と認められるもの

四 (略)

五 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号の事業を行うものを除く。)

六・七 (略)

(第三者及び後継者に分割して経営移譲をする場合の要件)

第九条の三 法第四十二条第一項第三号イの政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 (略)

二 国民年金法第七条第一項第二号に該当する者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人の組合員、社員又は株主たる四十歳未満のものであること。

三 国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ (略)

定する面積以上であること。

三 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人に対する持分又は株式を取得することにより新たに当該農業生産法人の組合員、社員又は株主となる六十歳未満の者であつて、前号イ及びロに掲げる要件に該当することが確実と認められるもの

四 (略)

五 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号の事業を行うものを除く。)

六・七 (略)

(第三者及び後継者に分割して経営移譲をする場合の要件)

第九条の三 法第四十二条第一項第三号イの政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 (略)

二 国民年金法第七条第一項第二号に該当する者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人の組合員、社員又は株主たる四十歳未満のものであること。

三 国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

イ・ロ (略)

○ 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（年金額の加算に係るやむを得ない事由）</p> <p>第十一条の三 法第四十四条第二項の政令で定めるやむを得ない事由は、最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した日（以下この条において「資格取得日」という。）において所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等（次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる農地等を含む。）の全部又は一部について、資格取得日後における都市計画法の規定に基づく都市計画の決定又は変更により、法第二十二条第一項に規定する特定農地等に該当することとなることとする。</p> <p>一 法第二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者 資格取得日において当該農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次号及び第十一条の六において同じ。）が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等</p> <p>二 法第二十三条第一項第四号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者 資格取得日に</p>	<p>（年金額の加算に係るやむを得ない事由）</p> <p>第十一条の三 法第四十四条第二項の政令で定めるやむを得ない事由は、最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した日（以下この条において「資格取得日」という。）において所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等（次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる農地等を含む。）の全部又は一部について、資格取得日後における都市計画法の規定に基づく都市計画の決定又は変更により、法第二十二条第一項に規定する特定農地等に該当することとなることとする。</p> <p>一 法第二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者 資格取得日において当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等</p> <p>二 法第二十三条第一項第四号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者 資格取得日に</p>

において当該被保険者をその後継者として指定した者が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等（当該指定した者が同項第三号に掲げる者である場合にあつては、資格取得日において当該農地所有適格法人が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等を含む。）

（特定譲受者の範囲）

第十一条の六 法第四十四条第二項第二号イの政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 国民年金法第七条第一項第二号又は第三号に該当しない者であつて、その者が当該農地等についての所有権若しくは使用収益権又は当該経営移譲に係る農地所有適格法人に対する持分若しくは株式を取得する日以後に農業者年金の被保険者の資格を取得することが確実と認められるものであること。

二 国民年金法第七条第一項第二号に該当する者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人の組合員、社員又は株主たる四十歳未満のものであること。

三 国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ 当該農地等についての所有権若しくは使用収益権又は当該農地所有適格法人に対する持分若しくは株式を取得する日まで引き続き三年以上耕作又は養畜の事業に常時従事していたこと。

において当該被保険者をその後継者として指定した者が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等（当該指定した者が同項第三号に掲げる者である場合にあつては、資格取得日において当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等を含む。）

（特定譲受者の範囲）

第十一条の六 法第四十四条第二項第二号イの政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 国民年金法第七条第一項第二号又は第三号に該当しない者であつて、その者が当該農地等についての所有権若しくは使用収益権又は当該経営移譲に係る農業生産法人に対する持分若しくは株式を取得する日以後に農業者年金の被保険者の資格を取得することが確実と認められるものであること。

二 国民年金法第七条第一項第二号に該当する者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人の組合員、社員又は株主たる四十歳未満のものであること。

三 国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

イ 当該農地等についての所有権若しくは使用収益権又は当該農業生産法人に対する持分若しくは株式を取得する日まで引き続き三年以上耕作又は養畜の事業に常時従事していたこと。

口
(略)

口
(略)

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三十三 （略）</p> <p>三十四 次に掲げる団体の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）に關すること。</p> <p>イ 農業協同組合、<u>農業協同組合連合会及び農事組合法人</u></p> <p>ロ〜チ （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>リ （略）</p> <p>三十五 （略）</p> <p>2〜4 （略）</p> <p>（経営局の所掌事務）</p> <p>第七条 経営局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜九 （略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三十三 （略）</p> <p>三十四 次に掲げる団体の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）に關すること。</p> <p>イ 農業協同組合、<u>農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会</u></p> <p>ロ〜チ （略）</p> <p>リ <u>全国農業会議所</u></p> <p>ヌ （略）</p> <p>三十五 （略）</p> <p>2〜4 （略）</p> <p>（経営局の所掌事務）</p> <p>第七条 経営局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜九 （略）</p>

十 農業委員会に関すること。

十一～二十 (略)

(削る。)

(農地政策課の所掌事務)

第六十六条 農地政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 農業委員会に関すること。

(協同組織課の所掌事務)

第六十八条 協同組織課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る。)

附 則

(大臣官房の所掌事務の特例)

第二条 (略)

2| 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十条に規定する存続中央会(以下こ

十 農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に関すること(協同組合等検査に関することを除く。)

十一～二十 (略)

二十一 農業倉庫に関すること。

(農地政策課の所掌事務)

第六十六条 農地政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に関すること(協同組合等検査に関することを除く。)

(協同組織課の所掌事務)

第六十八条 協同組織課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 農業倉庫に関すること。

附 則

(大臣官房の所掌事務の特例)

第二条 (略)

(新設)

の項において「存続中央会」という。)が存続する間、存続中央会の業務及び会計の検査に関する事務をつかさどる。

- 3| 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査に関する事務をつかさどる。

(経営局の所掌事務の特例)

第三条 (略)

- 2| 経営局は、第七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、前条第三項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務(大臣官房の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(大臣官房検査・監察部調整・監察課及び検査課の所掌事務の特例)

- 第六条 附則第二条第二項及び第三項の場合における第二十八条第一号、第二号及び第四号並びに第二十九条の規定の適用については、第二十八条第一号中「協同組合等検査」とあるのは、「協同組合等検査、存続中央会(附則第二条第二項に規定する存続中央会をいう。以下この条及び次条において同じ。)の業務及び会計の検査並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」と、同条第二号及び第四号並びに第二十九条中「協同組合等検査」とあ

- 2| 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査に関する事務をつかさどる。

(経営局の所掌事務の特例)

第三条 (略)

- 2| 経営局は、第七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、前条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務(大臣官房の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(大臣官房検査・監察部調整・監察課及び検査課の所掌事務の特例)

- 第六条 附則第二条第二項の場合における第二十八条第一号、第二号及び第四号並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「協同組合等検査」とあるのは、「協同組合等検査及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」とする。

るのは「協同組合等検査、存続中央会の業務及び会計の検査並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」とする。

(経営局金融調整課の所掌事務の特例)

第九条 経営局金融調整課は、第七十一条各号に掲げる事務のほか、附則第二条第三項に規定する政令で定める日までの間、附則第三条第二項に規定する事務をつかさどる。

(経営局金融調整課の所掌事務の特例)

第九条 経営局金融調整課は、第七十一条各号に掲げる事務のほか、附則第二条第二項に規定する政令で定める日までの間、附則第三条第二項に規定する事務をつかさどる。

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	(略)	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	(略)
事務	(略)	第三十二条第五項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第六十二条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に係るものに限る。）	(略)

政令	(略)	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	(略)
事務	(略)	第三条の五第五項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十一条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に係るものに限る。）	(略)

○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 次のイからルまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務</p> <p>イ 〳チ（略）</p> <p>リ 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する同令第七十一条</p> <p>ヌ・ル（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 次のイからヌまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務</p> <p>イ 〳チ（略）</p> <p>リ・ヌ（略）</p> <p>二・三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）<u>第十条第七項第一号</u>に規定する貸出金</p> <p>八 （略）</p>	<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）<u>第一条の十第七項第一号</u>に規定する貸出金</p> <p>八 （略）</p>

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六條、第五十六條、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 農業協同組合法施行令第三十一条及び第三十二条第一項第一号五～十三 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六條、第五十六條、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 農業協同組合法施行令第三條の四及び第三條の五第一項第一号五～十三 （略）</p>

○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 存続共済会に対する行政手続法施行令第一条の規定の適用については、同条中「<u>全国社会保険労務士会連合会</u>」とあるのは、「<u>全国社会保険労務士会連合会</u>、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 存続共済会に対する<u>第六条</u>の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定の適用については、同条中「<u>全国農業会議所</u>」とあるのは、「<u>全国農業会議所</u>、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。</p>